

令和元年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

追加議案

追加日程第1 「議案第65号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について」の撤回について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	小田長 光 仁 君	農業委員会長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教育総務課長	煙 山 光 成 君
生涯学習課長	皆 川 信 之 君	代表監査委員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

(4番 内田清文君 登壇)

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき、一般質問を行います。

質問は「子育て支援について」です。

初めに上程方法について伺います。本日多数傍聴の方もおられますので、前提を押さえておきたいと思います。

前回の6月定例会において「財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」が審議され、賛成多数で可決となりました。これは、証明書発行等の手数料や公共施設の使用料等を改めるもので、消費税増税への対応や使用時間を1時間単位に細分化することで利用しやすくしたこと、料金体系を50円単位に丸めるなど合理的な運営がなされるよう改正されるものでした。

しかしながら、この中に放課後児童クラブ利用料の1,000円値上げも含まれていました。これを理由に、この改正には反対したのですが、なぜ手数料や使用料などと放課後児童クラブ利用料の値上げを同時に上程したのでしょうか。手数料や使用料は一時的であり、選択可能なものです。

施設の使用であれば、料金が高いと思うならば別の施設を使えばいい。しかし、放課後児童クラブは生活に密着しているものであり、値上げをされても払わざるを得ません。このような性質の違うものの一括上程や便乗値上げは適切ではないと思います。一度に上程すべきだったのは、今定例会に上程された議案「美郷町都市公園条例の一部改正について」のほうではないでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、財政健全化に関連して伺います。

美郷町は経常収支比率が県内で最も低いとの話もありましたし、さまざまところで財政的に優秀だという声が聞かれます。これは町長はじめ職員の皆さんのこれまでの努力によるものだと思います、大変誇らしく思います。しかし、一方では財政的には健全であるけれども、町政として健全なのかという声もあります。美郷町は必要なところに予算を投じてないのではないかという声です。

例えば、今回の財政健全化では放課後児童クラブに手をかけた。ご存じのように、全国的には放課後児童クラブが無料の自治体もあるようです。近隣自治体でも仙北市は安い。ことし10月からの保育料無償化の流れもあります。このような中で、小学生の保育ともいうべき放課後児童クラブを値上げするというのはいかがなものかと思います。全国知事会からは、放課後児童クラブ利用料の無償化という声もあります。国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査では、理想の子ども数を実現できないのは経済的理由によるとされています。

このような状況の中で、まず町長は少子化に関してどのような認識をしているのか。そして、町として、今後は子育て施策を充実させるつもりなのか、これまでどおりか、それ以外に予算をかけるのか、どの方針で進めていくのかについて伺います。町長はさまざまな場面で「未来ある子どもたちに期待している」という趣旨の挨拶をしているように感じますし、私も子どもたちが町の宝であるべきだと思います。

最後に、移住・定住に関連して伺います。

全国的に人口減少が課題と言われて久しいですが、美郷町も御多分に漏れず、人口は年間数百人単位で減少しています。昨年度、平成30年度は231人の減少でした。美郷町も各般にわたる移住・定住施策を行っていますが、人口問題はそう簡単に解決できるものではありません。

先日、移住・定住の先進地として、大分県豊後高田市を研修してきました。ここは美郷町とそれほど人口規模も予算規模も変わらない自治体でしたが、年間50人程度の社会増でした。人口減少に歯どめをかけよう、人口減少率を下げようとしている自治体が多い中での社会増というところで学ぶべきところが多いように感じました。

とりわけ子育て施策を重点的に行っており、少し例を挙げますと新築補助や空き家リフォーム補助など、さまざまな自治体で行われている補助に加え、子育て世帯向け家賃補助や子育て応援住宅、学力アップのための無料の市営塾、保育園保育料・幼稚園授業料無料、幼稚園・小学校・中学校の給食費無料、高校生までの医療費無料、子育て支援拠点施設が整備されているなど、その地で子どもを育てたいと思わせる仕掛けが数多くあり、大変きめ細かで、気の利いた移住者や住民のニーズを捉えた施策がなされていました。

このように移住・定住対策には子育て支援が効果的という事例もありますが、移住・定住に関してどのような認識なのか、人口減少にどの程度歯どめをかけたいと思っているのかについて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに議案提出に関してですが、議員ご承知のとおり、町では普通交付税一本算定を見据えた財政健全化方針に基づき、平成26年度から計画的に財政健全化に取り組んできております。初年度である平成26年度は物品調達に関する事、平成27年度は業務委託や各種手数料に関する事、平成28年度は人件費に関する事、平成29年度は補助費に関する事、そして最終年度の平成30年度は歳入の利用者負担に関する事と、歳出の扶助費及び貸付金等に関する事について検討を行ってきております。

検討に当たっては、庁内検討委員会で実務検討を行うとともに、外部有識者委員会を設置し、町民の立場として実務検討内容を改めて議論していただき、最終的な町の対応を固めてきております。議員各位には毎年度町の対応案の内容を説明するとともに、当該年度の検討結果を翌年度以降の予算編成等に反映させる方針のもと、町議会の場でご審議をいただけてきてるところです。平成30年度の歳入項目の検討についても同様の経緯で町の対応を固め、議員各位に対応案の内容を説明するとともに、令和元年6月議会定例会に条例改正案を提出し、議決いただけてきたところとあります。

また、町民負担に関係する内容でしたので、検討に当たっては近隣市町村との比較検討を十二分に行い、適切な利用者負担の観点で改定すべきと判断した内容について、一括して改正する提案をしております。

また、一括の改正案を提案することについては、改正動機が同一である場合の方法として法制執務上一般的であり、今回の場合、普通交付税一本算定を見据えた財政健全化の取り組みを動機

とする改正ですので、性格が違うものを一括で改正する提案をしたとか、便乗値上げをしたというご指摘には当たらず、妥当性を欠くものではないことに、どうかご理解をお願いいたします。

ただし、都市公園条例の一部改定については、6月議会定例会において一括して改正を提案できる内容でしたので、ご指摘のとおりと受けとめております。

次に財政健全化と少子化に関してお答えいたします。

まず、議員がご説明の放課後児童クラブについてですが、利用料の改定に当たっては、隣接市等の状況を踏まえて総合的に検討を重ねております。その結果、議員ご説明のように、ある隣接市よりは確かに負担は重いものの、それ以外の隣接市よりは負担は確実に軽く、加えて新たに所得や生活状況に応じた減免措置や第2子・第3子の減免措置を加えるなど、適切で適正な改定内容であることに御理解をお願いいたします。

さらに、付言しますと議員ご説明の隣接市との比較では、認定こども園への看護師配置、福祉医療費での対応、一時保育料の負担などは当町のほうが手厚く、あるいは負担が軽く、全体的として子育て支援が劣っているわけではありません。例えば今般の幼児教育・保育の無償化に係る給食費対応について考えていただければ、町の子育て支援に対する姿勢をご理解いただけるものと存じます。

どうか一つの施策で全体をご判断するのではなく、全体を俯瞰してご判断くださるようお願いいたします。

このように私としては、少子化対策を重要な施策課題として意識を持って対応に臨んでおり、そのため第2次美郷町総合計画の後期の行動計画においても子育て支援策の充実、子どもの教育の充実を基本施策と位置づけ、取り組んでいるところです。

なお、その少子化の原因については、私は多様な見方や考え方があるものと認識しております。議員ご紹介の2015年の社会保障・人口問題基本調査の報告にある「夫婦が理想の子ども数を持たない理由」の中にある経済的理由の結果も、その一つと受けとめてますが、それのみで少子化が解決するとは思っておりません。そのため、少子化に歯どめをかけるためには、各般にわたる施策が総合的に実践されることが必要なものと認識してるところです。

また、その中での子育て支援策については、今後も国や県の制度、例えばこのたびの幼児教育・保育の無償化に関する取り組みのように、町として対応が必要と考える支援の拡充についても、意識を持って適切に対応するとともに、子育て支援策を経済的支援のみで捉えず、利用施設の快適性確保など施設水準等にも意を払う認識で充実させていきたいと考えております。もちろん、基本として健全財政と各分野の施策バランスに留意しながらです。

なお、子育て支援に関する町民の満足度ですが、平成29年度に実施した抽出アンケートでは87.9%の方々から満足感をいただくとともに、学校教育の推進では92.1%の方々から満足感をいただいております。また、道路交通体系の整備では90.8%、農林業振興では91.2%、商業の振興では88.4%という結果となっており、必要な部分に予算投下していることが、こうした結果につながっているものと私は認識しております。

したがって、健全さを評価するに当たり、財政分野のように基準が定められている分野は別として、基準がない事柄については何に基準を求めるのが肝要で、議員にはこうしたアンケート結果の持つ意味にも、どうかご理解をお願いいたします。

次に移住・定住についてです。

議員も予算審議などを通してご承知のとおり、町では住まい、仕事、子育て支援などに関する情報提供やサポートをワンストップで行う美郷暮らしサポートセンターを商工観光交流課内に設置し、移住・定住に関する各種相談に応じるとともに、首都圏で開催される移住相談会等にも参加し、その促進に努めてきております。

他方、住まいの支援としては定住を目的とした住宅の新築、購入、増改築及びリフォームに対し、美郷暮らし促進奨励金等を交付してきており、事業開始の平成24年度から30年度までの実績は、町外からの移住41件・人数100名、町内の定住継続198件・人数707名となっており、移住・定住に対して一定の成果を残してきてるところです。また、空き家等情報登録制度、いわゆる空き家バンクですが、平成18年度から30年度まで、54件の成約実績となっております。さらに、仕事支援としては、町内で新たに起業する方に起業者総合支援を行っており、事業開始の平成27年から30年度まで、18件の方々が発業してるところです。

このように町の取り組みとしての一定の成果はあるところですが、議員ご紹介の子育て支援に注目した移住・定住促進策も否定するものではありません。そのため、これまで施策で取り組んできたお子さんのいらっしゃるの方々に対する加算制度について、改めて検討を深めるとともに、新たな観点での施策展開についても今後議論を深めてまいりたいと存じます。

最後になりますが、町の人口に関する目標ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると町の人口は2020年に1万8,755人、2060年に8,811人になるとされておりますが、町では平成27年度に策定した美郷版人口ビジョンで、2060年の将来人口を約1万2,000人と設定するとともに、第2次美郷町総合計画で2021年度目標として、推計人口を上回る1万9,300人を目標としてるところです。

議員ご承知のとおり、人口問題は移住・定住の促進のみで解決される問題ではなく、広い認識

と視野で思慮、施策立案、実践を地道に推進していくことが必要と存じますので、今後も各般にわたる施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。（「議長」の声あり）はい。

○10番（伊藤福章君） ただいまの内田議員の質問の中で、不適切と思われるような文言、表現があると思いますので、直ちに議会運営委員会で確認していただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） わかりました。

---

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに「加齢性難聴者の補聴器購入助成」について質問いたします。

加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るものです。一般的に50歳ごろから始まり65歳を超えると急に増加するといわれていますが、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告があります。年のせいだからと放置していると外出先で危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなどさまざまな危険が生じます。

加齢性難聴の原因としては、動脈硬化による血流障害が指摘され、さらにストレス・睡眠不足・騒音・運動不足などが挙げられています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく引きこもりになりがちです。最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。厚生労働省も認知症の起因子として難聴を挙げ、早期の介入予防や補聴器によるリハビリが必要とし、補聴器については適正な調整が重要としています。

しかし、現状は日本補聴器工業界の調査によると、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていない、こういう調査もあります。理由の一つは補聴器が高くて買えないということです。3万円くらいから30万円以上のももあり、価格が高過ぎるという声が多く出されています。現状では、両耳の聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられません。WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと

専門家も強調しています。

全国では加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める取り組みが広がっており、国に対し、意見書を送付する議会や、独自補助を実施する自治体も生まれています。長野県木曾町では、65歳以上の必要な人に所得制限なしで、補聴器購入に購入費の2分の1以内で、上限3万円の助成をしています。静岡県長泉町でも、3万円の助成をしていると聞いております。東京では、大田区など9つの区で、助成制度を実施しています。東京都江東区では、現物支給をしている、こういう例もあります。

補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと思います。町として加齢性難聴者の補聴器購入に助成するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。また、国に対して公的助成制度を創設するよう求めていくべきと思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、補聴器に対する助成制度の状況についてですが、議員も少し触れられておりましたが、聴覚障害6級以上の身体障害者手帳をお持ちで両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、もしくは片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方には、議員ご説明の障害者総合支援法に基づく助成制度があり、過去3年間で15名が利用されております。また、身体障害者手帳の対象とならない方への助成については、現在県内では実施されておきませんが、県外においては議員ご紹介の自治体に加え、東京都豊島区や千葉県船橋市などで行われております。

一方、高齢者の生活の質に影響のある障害は、聴覚障害のみならず日常生活動作、いわゆるADLの低下や視覚障害など多く存在し、それぞれの状況をサポートするための補装具や器具等もそれぞれあるわけですので、生活の質等を確保するための支援のありようは、特定分野のみならず総合的に体系的に検討していくことが、必要なものと存じます。

また、そうした認識を前提にした加齢性難聴に対する支援についてですが、現在国では、2018年度から3カ年計画で補聴器を用いた聴覚障害の補整による、認知機能低下予防の効果を検証する研究を推進していると伺っております。そのため、議員ご提案の助成については、当該研究により補聴器の使用が認知機能に効果があることが、はっきりした段階で対応を検討するべきではな

いかと存じます。

したがって、現在のところ町独自の助成制度を創設することは考えておりませんし、国に対して制度を創設するよう要望することも考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、日本老齡医学界雑誌によると、補聴器導入については、聴覚障害の内容によっては早口の会話が理解しにくい、大きな音が不快に感ずるなどのケースもあり、そして海外の研究では、補聴器保有者の25%は、保有補聴器を全く使用しなくなってしまうとの報告もありますので、こうした状況にも、留意していくことが必要と認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国の調査の状況を踏まえてからということのようでありましたけれども、補聴器の状況について、補聴器を実際に使用しても、なかなか聞こえにくいということで、せっかく買ってもかけなくなると、こういう人たちもいるということもありますが、そういうのに対しては、欧米ではすごく丁寧に調整をする、そういう機関を設けて、それに支援をして、十分日常生活に支障のないようにということ、やられているというようなことを、聞いております。そして、先ほどお話ししました、東京江東区でもそういうことで、ここでは現物支給をしてるんですが、4万5,000円の2種類の補聴器を毎年400個予算化して、そして年380個くらいの支給実績があると聞いておりますが、ここではやっぱり補聴器が合う・合わないというので、利用者に合わせて補聴器の調整をするという、こういうことに対しても、助成をして大変利用者から喜ばれているということでもあります。こういうことが私は、これから高齢化社会になって、とても大事になってくるのではないかと思います。

町長も、いろいろな生活の質の確保には、聴覚障害だけではない、いろいろなことがあるってことは、おっしゃってましたので、もちろんそれはそのとおりだと思いますが、一つだけちょっと認識をお伺いしたいのは、今高齢化社会になって、聞こえの問題がすごく重要になってきているという、ほかの問題もいろいろあるわけですがけれども、認知症リスクの要因であるっていうことが、大変大きくいろいろな研究でも発表されておりますので、そういうことで高齢化社会における聞こえのバリアフリーの重要性というのは、どのように認識されているのかということ、一つ伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

聞こえの問題が非常に重要なテーマである、あるいは課題であるということは、聴覚障害をお

感じの方にとっては、そのとおりだろうと思ってます。また、先ほど答弁で申しましたとおり、障害をお持ちの方は、その障害に対して、その障害をお一人お一人大変なことであるというふうに受けとめて、日々の生活を暮らされてるんだらうと思います。そうした認識は私も共有しております。したがって、全ての障害について、その方にとって大変なことであることを、認識してるつもりです。

ですので、障害を総合的に体系的に整理し、その上で検討を深めるということが、行政としては大切ではないかということ、それから認知症が今社会の問題であるがゆえに認知症に対し、どのような影響を及ぼすかということを科学的なエビデンスをもって、行政が対応することが必要であるために、国では3カ年間の研究を今現在進行中であるということ、したがってそうした状況に対する客観的な効果を受けとめた上で、町としては考えるということをお答えしたつもりでありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 公共施設等最適化計画における中央ふれあい館と中央行政センターの計画について、お伺いいたします。

中央ふれあい館の集会機能を移転し、書類保管庫等として使用することとし、中央行政センターは解体し、跡地に集会施設機能を備えた新たな施設整備計画が示されていますが、住民から中央行政センター跡に、新しい集会施設をつくるには駐車場が狭いのではないかと、また駐車場の心配が要らない中央ふれあい館を充実させるべきではないかと、また中央ふれあい館の集会機能を、全部なくすのではなく利用できるようにしてほしい、さらに演芸ができる施設の充実を望むなどさまざまな声が出されています。現在どのような検討をしているのか、お聞かせください。

施設整備に当たっては、住民の意見が十分反映されるよう住民参加の検討委員会などを設けて進めていくべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中央行政センターは、議員ご承知のとおり昭和48年に整備され、建物内の冷暖房設備や給排水・衛生設備の老朽化が著しく、施設内設備の更新時期を迎えている状況にあります。そのため、美郷町公共施設等最適化実施計画においては、施設機能を廃止して解体し、その跡地に中央ふれあい館の集会機能を移転する施設整備を検討していくとともに、中央ふれあい館は年々増加して

いる永年保存の公文書など、書類等の保管施設に転用することとしております。

さて、議員ご質問の新たな集会施設の検討内容についてですが、6月議会定例会の一般質問において、中央行政センターの跡地に整備予定の施設については、中央ふれあい館の集会機能を受けとめる施設としており、現在と同様一定程度の大きなホールを有するとともに少人数の会合も受けとめる複数の会議室が必要ではないかとイメージしており、それ以上の踏み込んだ内容や機能につきましては、人口減少や高齢化など社会環境の変化を踏まえるとともに、利用実態を踏まえた検討が必要であり、今後の具体検討を通じて明らかにしていきたいと答弁しておりますが、9月現在においても、その状況と認識に変わりはありませんので、どうかご理解をお願いいたします。

今後、具体検討に入る時期が来るわけですが、現段階においては、中央行政センター入居団体が他施設等に移転を完了してから、その作業に着手したいと考えております。

また、駐車場スペースの確保や演芸ができる設備の充実に関するご意見についてですが、駐車スペースについては、限られた敷地面積の有効活用を考えるとともに、中央行政センター斜め向かいにある町有地の活用も、視野に入れてまいりたいと存じます。演芸可能な施設整備については、新たな施設は一定程度の大きなホールを有することを想定しており、それに付随する機能と認識しております。

最後に集会施設の検討の際、住民意見反映のため、住民参加の検討委員会を設けてはどうかというご提案ですが、議員ご承知のとおり、町ではこれまでも住民利用に一定の影響が生ずる案件については、各種説明会やパブリックコメント、アンケートなど、さまざまな機会を設け、住民意見の反映と理解の促進に努めてきてるところです。本案件についても、具体検討に当たっては、中央ふれあい館利用団体、利用者等の声を受けとめる機会を、何らかの形で設けてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、本案件は施設老朽化への対応や町有地の有効活用への対応であるとともに、高齢化社会への対応でもあり、また、まちなか活性化への対応でもあることにあわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇

願います。

(3番 鈴木正洋 登壇)

○3番(鈴木正洋君) 通告に基づき、一般質問をいたします。

まず、1つ目は小学校のプログラミング教育についてです。

来年度から小学校で、プログラミング教育が必修化されます。これはプログラミングという新しい教科がふえるのではなく、算数や理科、総合的な学習の時間など、これまである教科の中で、プログラミング的思考を、学ぶものだと聞いております。どの学年のどの教科で、どれくらいの時間数をかけて、プログラミングを扱うかは独自の判断に委ねられるそうですが、美郷町内の3小学校では、どのような指導を行う計画でしょうか。

確認したいポイントは、主に2つあります。

1つは、保護者の経済的負担がふえることにならないかという点です。プログラミングを教える際、ロボットやクルマなどの、動くキット教材を使うことがあります。プログラミングという抽象的で、わかりにくいものを、具体的な形あるものに、可視化することで理解を助けるものですが、そうした学習方法を取り入れることになれば、これまでではなかった教材費の負担が、発生することになると考えられます。

2つ目は、誰がどのように指導を行うかという点です。現在、小学校で教鞭をとられている先生方の中で、プログラミングを経験されたことのある方は、ごく少数のはずです。新聞報道などでは、教師がプログラミング教育に、不安を抱えているといった記事も散見されます。美郷町の小学校では、研修を受けるなどして、指導力を高めた現職の教員が対応するのか、それとも、教育専門官など専門的な知識と指導力を持つ人材を確保して対応するのか、どのような方針でしょうか。

以上、美郷町内の3小学校におけるプログラミングの指導計画について、お伺いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

○教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町ではプログラミング教育の導入を見据えて、昨年度からICT機器のハード面の環境整備に取り組んできております。その計画では、令和4年度までにタブレット型ノートパソコンを3人に1台、電子黒板を1クラスに1台の配置を目指しているところです。

また、来年度からのプログラミング教育の内容については、これまで各種研修会に参加するなどして情報収集を行ってまいりました。そして、現在来年度からのプログラミング教育の指導計

画について検討しているところであります。そのため、来月には各小学校の教頭、研究主任、プログラミング教育担当教諭が参加する美郷町プログラミング教育推進委員会を開催いたします。そこでは、来年度のプログラミング教育の方向性を確認し、具体的な指導計画づくりについて協議を行う予定です。

来年度からのプログラミング教育の方向性については、文部科学省の「プログラミング教育の手引」に沿って実践していきたいと考えております。具体的には、4年生以上の総合的な学習の時間の中で数時間程度、5年生と6年生の算数と理科の中で、数時間程度などの実施を考えているところです。来年度はプログラミング教育実施の初年度ですので、その実践結果を踏まえて、令和3年度以降の指導内容や時間数について検討を重ね、充実を図っていききたいと考えております。

次に保護者の経済的負担がふえることにならないかという点であります。来年度は、小学校プログラミング教育の手引で実践例が示されているスクラッチなどの無料ソフトウェアの使用を考えているところです。その実践を踏まえた上で、児童が理解しやすい実物の動くプログラミング教材が必要になった場合には、保護者の負担に十分に配慮してまいります。

次に、誰がどのように指導を行うかという点であります。基本的には学級担任が指導することになります。その学級担任をサポートするために、今年度秋田県教育委員会からICT専門員1名が配置になりました。そのICT専門員は、本務校の六郷小学校に週2日、千畑小学校・仙南小学校・美郷中学校にそれぞれ週1日勤務しており、ICT活用の支援とプログラミング教育の教材準備などに取り組んでおります。このようなICT専門員の配置については、来年度も県に要望してまいります。

また、教員の指導力を高めるための研修については、冬期休業中の12月26日に、秋田県立大学より講師を招いて、3小学校の全教員を対象に実技研修会を実施いたします。そこでは教員がみずからプログラミングを体験することで、その意義を確認し、授業の実際がイメージできるようにすることを目指しております。その後も各学校ごとに研修会を実施するなどして、教員が不安なく指導をしていける態勢づくりに取り組んでまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 続いて、タブレット型パソコンの学習への活用について伺います。

8月23日の臨時議会で、児童生徒用タブレット型パソコン155台を、導入することが決まりました。美郷町の小学生1学年全員に、タブレット型パソコンを、1人1台ずつ与えられることにな

ります。私は、このタブレット型パソコンを、プログラミングの時間以外にも積極的に活用していくべきだと考えています。タブレット型パソコンに、アプリケーションソフトを入れてうまく活用すれば、これまでは購入していた教材が不要になることや、またこれまでは教材の準備が難しいなどの理由から取り組めなかった学習も、可能になると考えられます。

例えば、そろばんのアプリをタブレット型パソコンに入れば、あくまで擬似的な体験ではあるものの珠算の学習が可能になります。音楽の時間に和音や作曲について学ぶ際は、息を吹き込まなければ音が出ない鍵盤ハーモニカよりも、指で軽く触れただけで音が鳴るピアノのアプリのほうが使いやすいと思います。また、理科や社会科などで使われる資料集などは、書籍で見るとよりタブレット型パソコンで映像作品を視聴したほうが理解しやすいこともあると思います。タブレット型パソコンを、新しい教育用ツールとして捉えて保護者の経済的負担は少なくなるように、なおかつ、学習の効率は高められるように、積極的に活用していく方法を模索していただきたいと思います。全ての教材をタブレット型パソコンで置きかえるのではなく、従来からの教材と組み合わせ、適材適所に活用していくことが、重要だと私は思います。

全国一般の話になりますが、ランドセルの中身が重くて困るという問題があります。最近の教科書には昔よりも図表が多く使われており、その上、外国語や道徳などの新しい教科も加わって、小学生の持ち物は重くなる傾向にあります。3月議会における泉議員の一般質問に対しては、美郷町の小学校高学年の持ち物は、5.4キロ以下で問題化していないという回答をいただきましたが、この問題の軽減にもタブレット型パソコンの活用が役に立つと考えられます。

以上、小学校におけるタブレット型パソコンの学習への活用について、ご見解をお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

タブレット型パソコンの学習への活用については、議員ご指摘のとおり、プログラミング教育以外にも児童生徒の学習のさまざまな場面で、適切かつ効果的に活用していくことが求められております。一般的なタブレット型パソコンの学習への活用場面としては、一人一人の習熟の程度など、個に応じた学習の場面やインターネットを用いた情報収集、写真や動画などによる記録といった調査活動の場面、シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習場面、さまざまな表現活動や製作活動の場面での活用が挙げられます。

本町の小中学校に確認したところ、今後の活用計画としては、次のような事例が挙げられています。

1つ目は、社会科や理科の授業での調査活動などでインターネットから資料を情報収集し、それらを活用して発表する。2つ目は、さまざまな授業で児童生徒が資料にしたいものや提示したいものの写真をタブレット型パソコンで撮影し、友達への説明や発表などで使う。3つ目は、授業で個人やグループの考えや解き方をタブレット型パソコンに書き込み、それを電子黒板を介して、学級全体で共有し、話し合いなどで活用する。4つ目は、体育の授業で体の動かし方や使い方を視覚的に伝えたいとき、手本となる子どもの動きを動画に撮り全体に見せる、または自分の動きを友達にタブレット型パソコンで撮ってもらい、それを見て修正する手だてにするなどです。

このほかにもさまざまな活用の可能性があるわけですが、このようなタブレット型パソコンの活用推進に当たっては、児童生徒にとって適切であるかどうか、効果的であるかどうかなどについて十分に吟味して活用していくことが重要と考えております。

また、ことし4月の法律改正により、通常の紙の教科書にかえて、デジタル教科書を一部使用できるようになりました。児童生徒がデジタル教科書をタブレット型パソコンで使用し、ほかのデジタル教材と一体的に使用することで、本文図表等の抜き出し、説明の動画アニメーションを見る、自分に合ったドリルワークシートを取り出し学習するなどが可能になります。そのようなデジタル教科書の可能性と効果についても、研究していきたいと考えております。

今後、教育委員会としましては、児童生徒の情報活用能力の向上を目指し、タブレット型パソコンを含めたICT機器の効果的な活用の研究に努め、教育活動の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 続いては、町外からの案内看板についてです。

美郷町内にある案内看板は、観光名所の写真やミズモのイラストなどがついた大型で、目立つものが多く、道案内としての役目を十分に果たしていると思いますが、来訪者を美郷町へ招き入れるため、町外に設置されている看板は、その数などの点から見て、私は不十分だと感じています。

大曲から横手に向かって国道13号を進むと「和合入り口」という交差点の左側に「← 清水の里 六郷」と書かれた白地の看板、これ、通告書には私「ブルー」と書きましたけれども思い違いでした。白地の看板があります。しかし、大曲西道路の出口に向かっては設置されてはならず、その出口側から見た先には「角館・横手・払田柵」などへの進行方向しか示されていないため、美郷町のある方向はわかりません。また、国道13号を横手から大曲に向かって進むと「大仙・秋

田」という案内は多く見られるものの「美郷町」という表示は、ほとんどなく、横手の次の町は、まるで大仙であるかのような印象を受けます。

美郷町の誕生から15年が経過し、合併した当時とは、道路事情も大きく変わってきました。大曲や横手まで来た人が、あと一步足を伸ばして、美郷町に行ってみたいと思わせるような看板を町外の要所に設置する、全体的な見直しを行う時期が、来ているように思います。

美郷町の観光の玄関口と位置づけられる道の駅への案内は大曲西道路の出口だけではなく、横手の国道13号と国道107号の交差点、また大曲の国道13号と国道105号の交差点などにもあったほうがよいと私は考えます。8月上旬には、秋田自動車道に横手北インターチェンジが開通しました。インターチェンジと後三年の交差点との間は約5キロ、思ったよりも近い位置にあります。これを好機として、横手北インターは美郷南インターだと捉え直せば、インターチェンジの出口にも美郷町への案内看板が必要になるかと思えます。

以上、町外にある美郷町までの案内表示について、町長のご見解をお聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、国道に関しての状況ですが、国の定める道路技術基準（道路標識）では経路案内に用いる地名については、基準地・重要地・主要地・一般地に区分され、現在美郷は一般地に区分されているところです。道路標識については、主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路の分類ごとに表記のルールがあり、主要幹線道路においては、標識スペースの関係で、一般地が表記される場合もあるものの通常は優先されません。そのため、国道13号でも「美郷」の表記がわずかしかなかったりありません。

そのため、今後、国道において美郷の地名ができる限り表記されるよう、区分の見直しについて国に要望してまいりたいと考えているほか、国の道路標識の一部を占有できる可能性もありますので、補助的に美郷の案内標識の設置ができないか、あわせて国に協議してまいりたいと存じます。

次に県道についてですが、町内に接続する主要県道の道路標識には、既に「美郷」が表記されております。ただ、議員ご指摘の県管理の「大曲西道路和合入り口」には「美郷」の表記がありませんので、今後県に対して表記を追加していただくよう要望してまいりたいと存じます。

また、本年8月4日に開通となった横手北インターについてですが、県道横手大森大内線に接続しておりますので、横手市と連携を図りながら、当該交差点に当町への案内も含む道路標識を

設置してもらえないか、要望してまいりたいと存じます。

なお、町外への誘客看板設置についてですが、通常車を運転する方は目的を持って乗車することが一般的で、その段階においては大体が目的地を定めているものと思います。その際、目的地までの道路事情がわからなければ、インターネットやパンフレット等で事前に調査するか、自動車搭載のナビゲーションシステムやスマートフォンのナビゲーションソフトを活用して、目的地まで向かうものと思います。また、時間に余裕があれば、目的地の近隣にも足を運ぼうとされるものと思いますが、その際もインターネットやパンフレット等で、情報を得て当該地に車を向けるものと思います。そうしますと、町外の道路近辺の誘客看板の設置については、何を目的とするのか、誰を対象とするのかなど、十分に検討していくことが必要になるものと存じます。

なお、既存の案内看板についても、あわせて検討していくことが必要になるものと存じます。また、初期投資と維持管理経費などを勘案しますと、やはり費用対効果を検証して、その必要性を決めていくことが大切ではないかと私は認識してるところです。

そのため、まずは美郷町を目的地として足を運んでいただくように、各種施設にポスターやパンフレットを配置するとともに、ホームページやスマートフォンを通じ、町の美しい景観や食などの観光資源、主要観光地との距離感などを発信してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） それでは、誕生15周年の記念に「全国のミサトさん、いらっしゃ〜い！」プランを実施しては、ということについて、質問をいたします。

美郷町にとって、ことしは特別な年になったと思います。元号が令和へ改まった年、町は誕生15周年を迎えました。新しい観光振興計画が策定され、来年も含めて展望すれば、道の駅は「みさと」を冠した名前に変更され、県内唯一となるモンベルの直営店も営業を始めます。民間企業ならば周年に当たる年には、記念の謝恩セールを行います。美郷町もテレビ番組「出張なんでも鑑定団」を誘致したので、町民へのサービスは十分果たせたといえると思います。しかし、町外の人を対象とした特別謝恩セールは、まだ実施できていないと私は感じます。誕生15周年の記念に、町の知名度を上げ、交流人口をふやすことにもつながるような、美郷町を全国に強く印象づけられる特別謝恩セールを行うことはできないのでしょうか。

島根県浜田市は、開府400年を記念して、市の名前にちなんだ「全国の浜田さん、いらっしゃ〜い！」という観光客おもてなしプランを、実施しています。浜田市を訪れるハマダさん、この場合ハマダの書き方、表記は問わないそうです。ハマダさんに、宿泊費や交通料金などの助成をし、

特別住民票の発行やプレゼントを贈呈するなど、興味をそそられる企画をたくさん用意し、実施しています。この浜田市に倣い、美郷町も「全国のミサトさん、いらっしゃ〜い！」プランを実施してはどうかと私は考えます。浜田市の取り組みは「ハマダ」という平凡な名前であるせいか、全国的には、それほど大きな話題となっていないようです。これがもし「ミサト」という美しいイメージの名前であったなら、全国のメディアから大きく取り上げられることは間違いないと思います。

芸能活動をしている人の中には「ミサト」と名のつく人がたくさんいます。歌手の渡辺美里さん、フリーアナウンサーの長野美郷さん、女優の田中美里さんなど女性の方が多いようですが、挙げればきりが無いほどです。芸能界に「ミサトさん」が多いということは、情報の媒介役となるインフルエンサーが多いということです。芸能人はテレビやラジオ、雑誌などのマスメディアに自分で発言できるコーナーを持っていることが多く、その上ソーシャルメディアを使った情報発信も行うため、秋田県美郷町に行ってきましたという話題は、全国各地の老若男女に広く伝播することになるでしょう。

美郷町初の話題で、県外にまで届く「上ネタ」は余りないのが実情かと思えます。それだけに誕生15周年を記念して実施する「全国のミサトさん、いらっしゃ〜い！」プランは、貴重なタウンセールスのきっかけとなります。

全国には「ミサト」と名のつく自治体が9つあります。もし秋田県美郷町が「全国のミサトさん、いらっしゃ〜い！」プランを実施するのなら、全国のトップを切って行わなければ、意味がありません。この機会を逃せば他にもある「ミサト」が同じようなプランを、当町より先に実施してしまうことも考えられます。二番煎じとなった場合、全国的な注目度は著しく低下し、同じプランを実施したとしても、県境を越えていかない「県内ネタ」で終わってしまいます。

平成の大合併の先駆けとなった、秋田県美郷町が誕生15周年を記念して、1年間限定で行う「全国のミサトさん、いらっしゃ〜い！」プランを実施することについて、町長のご見解をお聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町は本年11月1日、合併15周年を迎えます。各般のイベント行事を合併15周年記念事業として位置づけ、その啓発に努めてきているところです。議員ご説明のテレビ番組「出張なんでも鑑定団 in 美郷」も、その一環として実施したところですが、この番組は全国に向けて放送さ

れることから、秋田県美郷町の全国的な知名度アップの効果があるものと期待しております。

さて、議員ご提案の「全国のみさとさん、いらっしゃ〜い！」ですが、議員ご説明の島根県浜田市から話を伺いました。全国のみさとさんを対象に、浜田市内の宿泊に助成する、各種施設で割り引きが受けられる特別住民票を発行する、花火大会にご招待する、夜神楽定期公演を無料鑑賞させるというもので、ことし8月末における実績としては、宿泊助成の利用申請が75名、花火大会招待が92名、定期公演鑑賞が9名とのことでした。

また、同様の取り組み例として、長野県東御市の信州東御観光協会においても「全国のみさとさん、田中駅大集合」という企画を昨年度実施し、観光ツアーなどを実施したとのことです。観光ツアーへの参加は、6名とのことでした。そして成果と課題をお聞きしたところ、自治体の話題づくりにはなつたと評価する一方、事業成果を一過性にせず、継続的な交流人口等の拡大に、どうつなげていくのか課題もあるとのことでした。

こうした事例を踏まえますと、ご提案のイベントについては、趣旨は理解できるものの、仕組みと継続性を十分に検討していくことが、必要と感じますので、直ちに合併15周年記念事業として予算を確保し、実施していくことは難しいのではないかと思います。そのため現段階では、実施を考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、現在、株式会社龍角散では、最初に「秋田県美郷町」の名前がテロップとして、画面中央に出現し、美郷町の水環境を意識した映像も流れるCMが放送されております。また、株式会社モンベル直営店の店名にも「美郷」の名前が入る予定で、モンベルを通じ秋田県美郷町が、全国発信されていくこととなります。

こうした状況を踏まえますと、今後も交流企業との連携を大切にしながら秋田県美郷町を全国に強く印象づけていくとともに、美郷雪華など美郷町限定のアイテムをより活用し、美郷町の知名度向上、交流人口の増加を果たしてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） ご説明をいただきました。出張なんでも鑑定団、町民といいますか、町の15周年ということで実施され、テレビでも全国放送されるということでもあります。このイベントを一般の町民は、ほとんどの方が楽しんでおられると、私はそのように理解しておりますけれども、ただ、ただと言いますか、私も100%反対というわけではありませんが、心の中に一部ちょっと満足できない部分がありまして、それは何かといろいろ考えますと、それは一つは自主企画で

ないこと、もう一つは美郷町の将来の資産形成にはつながらないイベントではないのかなという点が、私はちょっと気になったところでした。全面的に反対をしているわけではありません。周年行事や国文祭など、町主催で大がかりな行事を行うことが今後もあるかと思えますけれども、町がこの2点を心がけて、自主企画であり将来の美郷町の資産形成につながるような、そういう事業を行っていくべきではないかなと、私は思うところであります。

地方創生ということで、自分たちの町のことは自分たちで考えて、決めて、行動していくということが求められると思えますけれども、例えば国文祭のジャズなどは、その後町のほうに定着したので、資産形成につながったと思えますけれども、そういったようなテレビとかそういう外部の企画に乗ってテレビで全国放送されて、ちょっと名前が出たということではなく、将来の町の資産の形成につながるような、そういう自主企画の事業を、重要なところで行うべきじゃないのかなというのが私の考えであります。町長、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃる自主企画であること、将来の資産形成につながること、それはおっしゃるとおりだと思います。そのため、先ほど答弁でも触れましたが、美郷町の自主企画のさまざまなイベントを、当該年度においてもたくさん実施してるわけで、今後開催予定の縄文展、正式名称は別ですが、それも美郷町の誇るべき自主企画であり、かつ将来に向けた資産形成を可能ならしめる企画であると思えます。

でありますので、一つの取り組み、提案でなく幅広くごらんいただいた、その結果が果たして、自主企画という議員の価値観に適合するかどうかということ、いま一度お考えいただきたいというふうに思います。これまで美郷町が他自治体に比して美郷町ならではの、ほかではやってない企画、あまたやっておりますので、改めて過去15年間をお振り返りいただきたいと思えます。

また、町としても、今後も美郷町としての自主企画は継続してまいりたいと思えますので、一つのイベントで、それが直ちに資産形成につながるというほどイベントは簡単なものではないことは、議員もご承知のことと思えます。地道に展開することによって形成されることがあるという、その価値を大切にまいりたいと思えます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時06分）

---

(午前11時07分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第65号の撤回について、上程、説明、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、「議案第65号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の撤回についてを議題といたします。

9月6日付で、町長から議案撤回請求書が提出されております。

撤回理由の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 「議案第65号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の撤回についてですが、この議案は子ども・子育て支援法の改正及び同法より、委任を受けて詳細を定めた内閣府令の改正に伴い提案したものです。

しかしながら、市町村が行うべき基準または参酌すべき基準を規定した改正内閣府令に約80カ所の誤りが見つかり、議案第65号もその影響を受けることが明らかになりました。こうしたことから当該議案を撤回したく、美郷町議会会議規則第20条の規定により、議会の許可をお願いするものです。

なお、内閣府は9月中に官報にて訂正内容を明示するとしており、また新制度移行には1年以内限り、国の基準を市町村の基準と見なす経過措置があることから、10月1日からの改正内閣府令に基づく対応には影響はありません。

今後、内閣府からの訂正内容が明らかになり次第、それを受けて条例改正の内容を精査し、次の町議会において提案したいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 撤回理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第65号の撤回について、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号の撤回については許可することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

9月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時10分)

